

# やってはダメ! くるまの不正改造

## 10月は「不正改造車 排除強化月間」



自動車は、生活に欠かせない移動手段となっているのみならず、娯楽の道具としても認識されており、様々な部品等が販売され、手軽に取付け等ができる状況にあります。

しかしながら、

- ①灯火の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け
- ②運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルムの貼付け
- ③タイヤ、ホイールの車体(フェンダー)外へのみ出し
- ④基準外ウイング(エア・スローラ)の取付け
- ⑤基準不適合マフラーの装着

等の不正改造を施された車両が存在し、国民生活の安全・安心を脅かしていることが問題となっております。

これらについては、それぞれ

- ①周囲の交通に誤認を与える
- ②運転者の視界を妨げ状況確認が困難となる
- ③歩行者に危険を及ぼすとともに車体やブレーキ機構への干渉により故障・事故の原因となる
- ④他の交通の妨げとなる
- ⑤周囲に騒音をまき散らし平穏な生活の破壊につながる

ため、禁止されております。

沖縄総合事務局では、これら不正改造を排除し、車両の安全確保及び環境保全を図るため、沖縄県警察本部、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会、関係機関および関係団体と協力して、「不正改造車を排除する運動」を展開し、特に10月を強化月間として重点的な取組を行っております。

皆様も是非、この機会にどのような改造が不正改造になるのかについて理解を深めていただき、不正改造とならないよう注意しましょう。

詳しい情報はこちらから [www.tenken-seibi.com](http://www.tenken-seibi.com)



不正改造車・迷惑黒煙車を確認したら、下記まで情報をお寄せ下さい。

不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口

沖縄総合事務局運輸部車両安全課 ☎098-866-1837

沖縄総合事務局陸運事務所整備部門 ☎098-875-0300

